

平成22年第1回臨時会（7月）

愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議録

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程

平成22年7月21日(水曜日)午前10時5分開議 メルパルク名古屋3階「カトレア」の間

臨時議長の選出について

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長の選挙について
- 第3 議席の指定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 会期の決定
- 第6 副議長の選挙について
- 第7 諸般の報告
- 第8 同意第2号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- 第9 承認第2号 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(33名)

1番	林 克 巳	2番	山 本 誠
3番	山 下 智 也	4番	戸 田 久 晶
5番	笹 岡 久 夫	6番	朽 本 敏 子
7番	三 木 雪 実	8番	村 山 金 敏
9番	伊 藤 恵 子	10番	織 田 八 茂
11番	伊 藤 史 郎	12番	久 野 喜 孝
13番	小 山 茂 三	14番	西 口 俊 文
15番	細 井 敏 彦	16番	米 村 賢 一
18番	岩 瀬 良 郎	19番	鈴 木 章
20番	加 藤 芳 文	21番	丸 山 繁 治
22番	中 村 直 巳	23番	喚 田 孝 博
24番	夏 目 忠 男	25番	鈴 木 義 彦
26番	ちかざわ昌 行	27番	東 郷 哲 也
28番	小 出 昭 司	29番	長谷川 由美子
30番	中 田 ちづこ	31番	鎌 倉 安 男
32番	吉 田 隆 一	33番	田 口 一 登
34番	小 林 祥 子		

欠席議員（1名）

17番 鈴木 三津男

説明のため出席した者

広域連合長	佐原光一
副広域連合長	江戸満
事務局長	小出重則
事務局次長	村井昭文
会計管理者	山田茂
総務課長	加藤日出次
管理課長	黒柳哲禎
給付課長	鈴木敏夫
庶務グループリーダー	牧之瀬篤史

職務のため出席した者

議会事務局長	加藤日出次
議会事務局書記	夏目守雄
議会事務局書記	松本健

午前10時5分 開会

○議会事務局長（加藤日出次） 議会事務局長の加藤です。おはようございます。

本広域連合議会におきまして、先に議員の改選がございまして、諸隈修身議長が5月20日付で、渡辺宣之副議長が5月18日付でそれぞれ広域連合議会議員を辞職されております。

従いまして、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行っていただくことになっております。

出席議員中、笹岡久夫議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げ、臨時の議長をお願いいたします。

笹岡久夫議員、議長席へご着席をお願いいたします。

（笹岡久夫臨時議長 議長席着席）

○臨時議長（笹岡久夫） ただいまご紹介をいただきました一宮市議会の笹岡でございます。年長議員ということでございますが、実は、私事ですが、昨年の7月、後期高齢者の仲間入りをさせていただきました。これからもいろいろとお世話になると思っておりますが、よろしく申し上げます。

それでは、地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は33名でございます。

議員定数34名中、半数以上の議員の皆様方が出席をされておりますので、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開催いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりとなっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

日程第1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

次に、日程第2、「議長の選挙」を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（笹岡久夫） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りをします。

指名の方法につきましては、臨時議長が指名することにしたいと思っておりますが、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(笹岡久夫) ご異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名をいたします。

本広域連合議会議長に米村賢一議員を指名いたします。

お諮りをします。

ただいま臨時議長が指名しました米村賢一議員を議長の当選人と定めることにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(笹岡久夫) ご異議なしと認めます。よって、米村賢一議員が議長に当選をされました。

米村賢一議員が議長におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました米村賢一議員からごあいさつをお願いいたします。

○議長(米村賢一) 議長、16番議員。

○臨時議長(笹岡久夫) 米村議員。

(米村賢一議長 演壇であいさつ)

○議長(米村賢一) 皆さん、おはようございます。

ただいまご推選いただきまして、議長という要職につかせていただくことになりました米村賢一でございます。

もとより微力ではございますが、皆様方のご協力とご指導を得ながら、この広域連合議会が住民の負託にこたえ、議会の運営を円滑に行っていくよう努めて参りたいと考えております。

議員の皆様方のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますけれども、就任のごあいさつにさせていただきます。よろしくをお願いいたします。(拍手)

○臨時議長(笹岡久夫) 以上で私の臨時議長の職務は終了いたしましたので、議長と交代をいたします。ご協力、まことにありがとうございました。

(笹岡久夫臨時議長 議長席退席)

(米村賢一議長 議長席着席)

○議長(米村賢一) それでは、会議を続けます。

日程第3、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付しております議席表のとおり、議長において指定をいたします。

次に、日程第4、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第74条の規定により、本臨時会の会議録署名議員を議長から指名させていただきます。

21番、丸山繁治議員及び22番、中村直巳議員をお願いをいたします。

次に、日程第5、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（米村賢一） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

次に、日程第6、「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（米村賢一） ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（米村賢一） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

本広域連合議会の副議長に中田ちづこ議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました中田ちづこ議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（米村賢一） ご異議なしと認めます。よって、中田ちづこ議員が副議長に当選されました。

中田ちづこ議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました中田ちづこ副議長からごあいさつをお願いいたします。

○副議長（中田ちづこ） 議長、中田ちづこ。

○議長（米村賢一） 中田ちづこ議員。

（中田ちづこ副議長 演壇であいさつ）

○副議長（中田ちづこ） ただいま、皆様方のご推選により、副議長を務めさせていただくことになりました中田ちづこでございます。

もとより微力ではございますけれども、議長の補佐役として、議会の円滑な運営に努め、当広域連合のますますの発展に寄与させていただきたいと存じております。

皆様方のご指導、ご協力をお願い申し上げ、就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（米村賢一） 次に、日程第7、「諸般の報告」を行います。

鈴木三津男議員から、本日は欠席する旨の届け出がありました。

また、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

広域連合監査委員より報告された例月出納検査及び定例監査の結果につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで、広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がございましたので、これを許可いたします。

佐原広域連合長。

○広域連合長（佐原光一） 議長、広域連合長。

○議長（米村賢一） 佐原広域連合長。

（佐原広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（佐原光一） 皆さん、おはようございます。広域連合長の佐原でございます。愛知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し述べさせていただきます。

本日は、広域連合議会の臨時会をお願いいたしましたところ、皆様方におかれましては大変ご多用にも関わらず、また、35度を連日超えるという猛暑の中、ご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度につきましては、20年4月の発足から3年目を迎えて、当初は被保険者の皆様に不安と混乱を生じさせてしまったものの、その後の制度の改善やきめ細かな対応により、今日では、市町村との密接な連携を図りながら、制度の定着化と安定的な運営がなされているところでございます。

一方、ご案内のとおり、現在、国では、岩村正彦東京大学大学院教授を座長といたします高齢者医療制度改革会議におきまして、後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度についての具体的な見直し議論が進められております。6月23日に開かれました第7回の会議におきましては、被用者保険の被保険者本人及び被扶養者の取り扱いや新たな高齢者医療制度の運営の枠組みなど、具体的な内容も議題に上りまして、8月末の中間取りまとめや年末の最終取りまとめに向け、精力的な議論がなされて参っております。

なお、国民の皆様のご意見を議論の中に幅広く反映できるよう、全国6カ所におきまして地方公聴会の開催が予定されております。愛知県におきましても10月1日に開催される予定となっております。

現在のところ、新たな高齢者医療制度は、平成23年の通常国会を目途に法案が提出をされ、2年間の施行準備期間を経て、平成25年4月から施行予定となっております。

本日の臨時会におきましては、監査委員の選任及び専決処分をさせていただきました案件につきまして上程させていただき、ご審議をお願い申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切にご議決を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（米村賢一） それでは、会議を続けます。

日程第8、同意第2号「監査委員の選任に関し同意を求めることについて」を議題いたします。

地方自治法第117条の規定によりまして、7番、三木雪実議員の退席を求めます。

（三木雪実議員 退場）

○議長（米村賢一） 本件について、提案理由の説明を求めます。

佐原広域連合長。

○広域連合長（佐原光一） 議長、広域連合長。

○議長（米村賢一） 佐原広域連合長。

○広域連合長（佐原光一） 同意第2号「監査委員の選任に関し同意を求めることについて」、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページ、議案参考資料1ページをご覧くださいたく存じます。

広域連合の監査委員につきましては、広域連合規約第16条第1項におきまして2人と定められており、同条第2項におきまして、いわゆる識見を有する者及び広域連合議員のうちからそれぞれ1人を選任することとされております。

このうち、広域連合議員から選任をされておりました丸山繁治議員が7月20日に監査委員を辞職されましたので、新たに広域連合議会議員のうちから選任するものとしたしまして、愛知県市議会議長会及び愛知県町村議会議長会からのご推薦をいただきました三木雪実議員を監査委員に選任いたしたく、ご提案を申し上げます。

三木雪実氏は人格高潔で豊富な議員経験をお持ちの方であり、監査委員の適任者と存じます。選任について、議会のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（米村賢一） 提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（米村賢一） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定をいたしました。

退席中の三木雪実議員の入場を許可します。

（三木雪実議員 入場）

○議長（米村賢一） ただいま選任同意されました監査委員の三木雪実議員からごあいさつがございます。

○7番議員（三木雪実） 議長、7番。

○議長（米村賢一） 三木雪実議員。

（三木雪実議員 演壇であいさつ）

○7番議員（三木雪実） ただいま皆様方のご賛同を賜り、監査委員に選任をいただきました三木雪実でございます。

地方自治におきます監査の必要性和重要性を深く認識し、もとより微力ではございますけれども、誠実に、かつ公正な立場から監査委員の職務を全うして参りたいと存じます。

皆様方の温かいご指導とご鞭撻を心よりお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、監査委員就任のあいさつとさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。どうぞよろしくお願いたします。（拍手）

○議長（米村賢一） 次に、日程第9、承認第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて」を

議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小出重則） 議長、事務局長。

○議長（米村賢一） 小出事務局長。

○事務局長（小出重則） それでは、承認第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて」、提案理由のご説明を申し上げます。

申し訳ございません。議案書の3ページ及び議案参考資料の3ページをご覧ください。

専決処分の内容でございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、いわゆる育児・介護休業法及び地方公務員の育児休業等に関する法律が、仕事と子育て、介護との両立支援を進め、男女とも子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備するために改正されたことに伴い、所要の条例改正を行ったものでございます。

法改正の内容でございますが、育児・介護休業法につきまして、3歳未満の子を養育する職員が子の養育のために請求した場合は、時間外勤務が免除されることが新たに規定されるとともに、時間外勤務の限度時間の適用につきまして、職員の配偶者が常態として子を養育することができる場合も対象とするよう改正されました。この育児・介護休業法につきましては、公務員を対象としておりませんが、国におきまして民間との均衡の観点から人事院規則を一部改正しておりますので、本広域連合においても愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正したものでございます。

また、地方公務員の育児休業等に関する法律につきまして、育児休業等を配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無に関わりなく取得できるよう改正されるとともに、原則1回に限られていました育児休業の取得が、子の出生から産後休暇期間である57日以内に最初の育児休業をした場合や育児休業等計画書を提出した場合には、夫婦が交互に育児休業したかどうかに関わりなく、育児休業取得後3カ月以上経過した場合は再度の育児休業が取得できるように改正されました。この改正に伴いまして、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正したものでございます。

次に、専決処分とした理由でございますが、改正されましたこれらの法律の施行日が平成22年6月30日でありましたことから、本広域連合におきましても、国及び県内市町村との均衡を図るため、6月30日に条例を施行する必要がございました。しかし、広域連合議員の改選により6月24日まで全議員がそろわないこと、また、6月中旬以降におきましては各市町村において6月議会と重なることから、6月30日以前に広域連合議会を招集することが困難な状況であり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、広域連合長において専決処分を行ったものでございます。このため、地方自治法第179条第3項の規定によりまして今議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（米村賢一） 本件につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

承認第2号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告及び承認を求めることについて」を原案のとおり採決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（米村賢一） 起立全員。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議された議案の案件の審議はすべて終了いたしました。広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

佐原広域連合長。

○広域連合長（佐原光一） 議長、広域連合長。

○議長（米村賢一） 佐原広域連合長。

(佐原広域連合長 演壇であいさつ)

○広域連合長（佐原光一） 広域連合議会の臨時会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会におきましては、監査委員の選任及び専決処分させていただきました案件につきましてご審議をいただき、いずれも原案どおりお認めいただきまして、まずもって御礼を申し上げたく存じます。

開会のごあいさつで申し上げましたとおり、国におきましては新たな高齢者医療制度の構築に向けて議論が進められておりますが、制度の運営を預かります私ども広域連合におきましては、引き続き被保険者の皆様の視点に立って、しっかりと現行制度の運営に努めて参る所存でございます。

今後とも後期高齢者医療制度の安定した運営のために、皆様方からいただくご意見に十分耳を傾けながら、さらには、市町村をはじめ関係機関とも十分な連携を図りながら、制度の運営に精励して参りたいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、格段のご指導、ご協力をお願いする次第でございます。本日は、まことにありがとうございました。

○議長（米村賢一） これをもちまして、平成22年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

なお、今後の日程ですが、定例会に関わる議案説明会を7月26日午後2時から、そして、定例会を8月6日午後2時から開きますので、よろしくご申し上げます。

本日は、ご苦勞さまでございました。

午前10時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

臨時議長 笹岡久夫

議長 米村賢一

署名議員 丸山繁治

署名議員 中村直巳